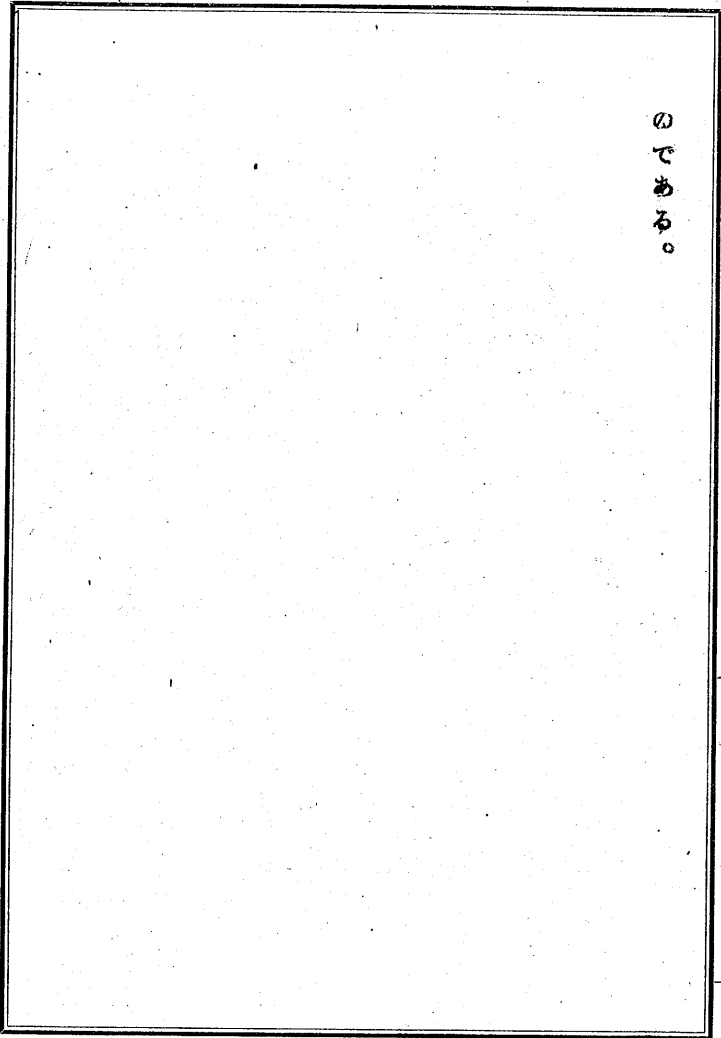


のである。



協 定 書

北九州商船株式會社と海員協會との間に高級船員等の待遇問題に
關し左の如く協定す

- 一、高級船員給料は別表の如く支給し且つ月末迄に必ず給料を支拂ふ事但し本月分より改定し實施す
 - 二、年二回の定期賞與は陸上社員と同率同期に支給すること
 - 三、船員疾病に罹りたる時は商法の規定に基き一切の費用を船主に於て負擔すること
 - 四、右待遇改善後と雖も從來の待遇其の他諸手當を廢し且つ現在より低下せしめざること
 - 五、北九州商船株式會社の高級船員は海員協會の會員たること
- 右協定の證として本證二通を作成し各自其の一通を分有するもの也